

公益社団法人 誕生学協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、公益社団法人 誕生学協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生及び保護者のそれぞれの年齢を対象に行う妊娠出産のしくみと生命の大切さに関する知識の教育及び普及により、次世代の自尊感情を高め、少子化対策、育児支援、思春期保健対策、日本人の生命観・出産観・自然共生観の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 出産教育、育児教育、性と生殖に関する教育、生命教育を総称して「誕生学」とし、健康で心豊かな暮らしを実現する生涯学習としての「誕生学」スクールプログラム、サロンプログラム等の開発事業
- ② 「誕生学」スクールプログラム、サロンプログラム等の保護及び普及事業
- ③ 講師（誕生学アドバイザー）の認定及び審査事業並びに講師のスキル維持及び向上を目的とした育成事業
- ④ 学校に対する「誕生学」スクールプログラム、及び公民館等でのサロンプログラム等の講師の実施支援事業
- ⑤ 家庭における生命の大切さ等の学習機会を創出する生涯学習事業
- ⑥ 「誕生学」スクールプログラム及びサロンプログラム等に関する広報及び出版事業
- ⑦ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号記載の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員をおく。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または法人若しくは団体
- ② 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または法人若しくは団体

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条

当法人の目的に賛同し、当法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、別に定める会員規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第8条

当法人の会員は、当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、別に定める会員規程の定めるところにより、会費を支払う義務を負う。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この定款その他規則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

- ③ その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費を2年以上滞納したとき
- ② 総正会員が同意したとき
- ③ 当該会員が死亡し、または法人若しくは団体である会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、免れることはできない。

- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任または解任
- ③ 貸借対照表及び損益計算書の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併、事業の全部または事業の重要な一部の譲渡
- ⑧ 理事会において社員総会に付議した事項
- ⑨ 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事または代表理事の指名した者がこれに当たる。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面等による議決権の行使等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。他の正会員を代理として議決権の行使を委任することについても同様とする。

- 2 前項後段においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
- 3 書面または電磁的方法による議決権は、社員総会の前営業日の営業時間終了時までこれを行使しなければならない。
- 4 第1項の規定により書面または電磁的方法により行使された議決権の数は、出席した正会員の議決数に参入する。

(決議、報告の省略)

第21条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会で選出した議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上
- ② 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別に関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その報酬の額については、理事につき総額3000万円、監事につき総額1000万円の範囲内で、社員総会において別に定める役員報酬等支給規程による。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。その額については、前項に定める役員報酬等支給規程による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ① 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己または第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間に

- おける当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

- 第31条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

- 第32条 当法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - ① 代表理事の相談に応じること
 - ② 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 顧問は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第33条 当法人に、理事会をおく。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- ① 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ② 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - ③ 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④ 理事の職務の執行の監督
 - ⑤ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - ⑥ その他この定款に定める事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財

- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- ⑥ 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ① 代表理事が認めたとき
 - ② 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の要求があったとき
 - ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招 集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号または一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面また

は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別に定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団・財団法人法131条に定める基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取り扱い)

第45条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 当法人は、第55条による解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定に関わらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項に定める基金の返還については、第45条に定める基金取扱規程によるものとする。

(代替基金の積み立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計画書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- ⑥ 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則法48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第55条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、業務執行理事及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(業務執行理事)

- 第59条 事務局には、1名の業務執行理事を置く。
- 2 業務執行理事は、当法人の事務を統括する。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附 則

(施行)

- 第62条 この定款は、公益法人認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

定款変更履歴

平成25年5月18日 一部変更

平成26年8月21日 一部変更

平成27年3月2日 一部変更

平成27年12月6日 一部変更